

令和2年12月22日提出

# 定例教育委員会会議議案

木更津市教育委員会

# 木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和2年12月22日(火) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 渡部 佳子 委員

3 前回会議録作成の報告 高澤 茂夫 教育長 ・ 武井 紀夫 委員

4 付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 25 号	木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について	2

5 報 告 事 項

(1) 報告第14号 臨時代理の報告について  
市議会の議決を要する事件の議案(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定)について(7P)

(2) 報告第15号 臨時代理の報告について  
市議会の議決を要する事件の議案(令和2年度教育費12月補正予算案)について(23P)

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

議案第25号

木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年12月22日提出

木更津市教育委員会教育長 高澤 茂夫

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

木更津市立図書館管理運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「図書館資料（）」の次に「電子書籍（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、インターネットを通じた利用が可能とされた書籍をいう。以下同じ。）を除く。」を加える。

第6条第1項前段中「図書」の次に「及び電子書籍（以下「図書等」という。）」を加え、同項後段中「もの」の次に「（市外に居住する者のうち、市内に在勤し、又は在学をする者については、併せて社員証、学生証その他在勤又は在学を確認できるもの）」を加え、同条に次の1項を加える。

6 図書館カードの交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用申込書に記載した事項に変更を生じた場合は、速やかに当該変更が確認できるものを提示して、その旨を届け出なければならない。

第7条の見出し中「図書」を「図書等」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

利用者は、図書の貸出しを受けようとするときは、図書館カードを提示しなければならないものとし、電子書籍の貸出しを受けようとするときは、インターネットにより行わなければならない。ただし、電子書籍の貸出しについては、市内に居住し、在勤し、又は在学する利用者に限る。

2 利用者が貸出しを受けることができる図書の冊数は10冊まで、電子書籍の冊数は2冊までとする。

第7条第3項及び第8条第1項中「図書」を「図書等」に改める。

別記第1号様式中

でん 電	わ 話	1	じたく 自宅	利用者資格コード
		2	けいたい 携帯	個 郵 特 団 障 学 相 他

を

でん 電	わ 話	1	じたく 自宅	利用者資格コード
		2	けいたい 携帯	個 郵 特 団 障 学 相 他

市外に居住する方で市内に在勤又は在学の方は、以下もご記入ください。

きんむさきめい 勤務先名		在勤在学コード	
また がっこうめい 又は学校名		勤 学 近 無	
きん む さき 勤 務 先		確 認 欄	
じゅう しょ 住 所			

に改める。

附 則

この規則は、令和2年12月23日から施行する。

提案理由

電子書籍の貸出しを導入することに伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

りょうもうしこみしょ  
利用 申込書

申込日 年 月 日

フリガナ		男	利用者コード			
氏名		女				
生年月日	年 月 日		館コード			
住 所 <small>じゅうしょ</small>	〒□□□-□□□□ 市		町丁コード			
でんわ 電話	1. 自宅 2. 携帯		利用者資格コード			
			個	郵	特	団
			障	学	相	他

市外に居住する方で市内在勤在学の方は以下もご記入ください。

勤務先名 又は 学校名		在勤在学コード	
		勤	学 近 無
勤務先 住所		確 認 欄	

の中を記入してください。

木更津市立図書館 ☎0438-22-3190

別記第1号様式

新旧対照表

○議案第 号 木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>(利用場所)</p> <p>第5条 館内で図書館資料(電子書籍(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))であって、インターネットを通じて利用が可能とされた書籍をいう。以下同じ。)を除く。以下「図書」という。)を利用する者は、所定の場所で利用しなければならない。</p> <p>(貸出しの手続き)</p> <p>第6条 図書及び電子書籍(以下「図書等」という。)の貸出しを受けようとする者は、利用申込書(別記第1号様式)により申込みをしなければならない。この場合において、申込みをしない。この場合において、申込みをしようとする者は、身分証明書、運転免許証その他本人及びその居住を確認できるもの(市外に居住する者のうち、市内に在勤し、又は在学をするもの)については併せて社員証、学生証その他在勤又は在学を確認できるもの)を提示しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>6. 図書館カードの交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用申込書に記載した事項に変更を生じた場合は、速やかに当該変更が確認できるものを提示してその旨を届け出なければならない。</p> <p>(図書等の貸出し及び返納)</p> <p>第7条 利用者は図書の貸出しを受けようとするときは、図書館カードを提示しなければならないものとし、電子書籍の貸出しを受けようとするときは、インターネットにより行わなければならない。ただし、電子書籍の貸出しについては、市内に居住し、在勤し、又は在学する利用者に限る。</p> <p>2 利用者が貸出しを受けることができる図書の冊数は10冊まで、電子書籍の冊数は2冊までとする。</p> <p>3 図書等の利用者は、図書等の利用が終了したときは速やかに返納しなければならない。</p> <p>(貸出し期間)</p>	<p>(利用場所)</p> <p>第5条 館内で図書館資料(以下「図書」という。)を利用する者は、所定の場所で利用しなければならない。</p> <p>(貸出しの手続き)</p> <p>第6条 図書の貸出しを受けようとする者は、利用申込書(別記第1号様式)により申込みをしなければならない。この場合において、申込みをしようとする者は、身分証明書、運転免許証その他本人及びその居住を確認できるものを提示しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>(図書の貸出し及び返納)</p> <p>第7条 図書の貸出しを受けるときは、図書館カードを提出し、貸出しを受けなければならない。</p> <p>2 図書館カードにより貸出しを受ける冊数は、10冊までとする。</p> <p>3 図書の利用者は、図書の利用が終了したときは速やかに返納しなければならない。</p> <p>(貸出し期間)</p>

第8条 図書等の貸出し期間は、14日以内とする。  
2 略

第8条 図書の貸出し期間は、14日以内とする。  
2 略

報告第14号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月22日提出

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫



教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和2年11月18日

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

臨時代理第12号

市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定）について

別紙のとおり

木教総第408号

令和2年11月18日

木更津市長 渡辺 芳 邦 様

木更津市教育委員会

教育長 高 澤 茂 夫

(公印省略)

令和2年12月市議会定例会に附議する教育委員会に係る条例案の意見聴取  
について(回答)

令和2年11月13日付け木職第788号で意見を求められました標記の件につきまして、  
意見はございません。

木 職 第 7 8 8 号

令和2年11月13日

木更津市教育委員会教育長 高澤 茂夫 様

木更津市長 渡 辺 芳 邦

(公印省略)

令和2年12月市議会定例会に附議する教育委員会に係る

条例案の意見聴取について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、別添のとおり改正条例案を送付いたしますので、令和2年11月18日までに回答願います。

記

- 1 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（令和2年12月1施行）
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（令和3年4月1日施行）



議案第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年木更津市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和40年木更津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

(木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年木更津市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

(木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年木更津市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。

第24条第1項中「この場合において」の次に「、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

## 附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

## 提案理由

令和2年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の一般職の職員及び特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給率を改定するため、関係条例の整備をしようとするものである。

新旧対照表  
 ○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第 1 条関係）

新	旧
<p>職員の給与に関する条例            (期末手当)            第18条 略            2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。            (1)～(4) 略            3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」とする。            4～6 略</p>	<p>職員の給与に関する条例            (期末手当)            第18条 略            2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。            (1)～(4) 略            3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。            4～6 略</p>

新旧対照表  
 ○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
<p>特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例            昭和40年4月30日            条例第9号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の220を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例            昭和40年4月30日            条例第9号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の225を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

新旧対照表  
 ○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第3条関係）

新	旧
<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例            平成28年12月15日            条例第27号            (職員の給与に関する条例の適用除外等)            第8条 略            2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例            平成28年12月15日            条例第27号            (職員の給与に関する条例の適用除外等)            第8条 略            2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>



新旧対照表

○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第 4 条関係）

新	旧
<p>木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月27日 条例第15号</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第13条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第24条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月27日 条例第15号</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第13条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。</p> <p>2 略</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第24条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p>

議案第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年木更津市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和40年木更津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

(木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年木更津市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年木更津市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項後段を削る。

第24条第1項中「、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と」を削り、「合計額」とあるのは」を「合計額」とあるのは、」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 提案理由

令和2年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の一般職の職員、特別職の職員で常勤のもの及び会計年度任用職員の期末手当の支給率を改定するため、関係条例の整備をしようとするものである。

新旧対照表  
 ○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
<p>職員の給与に関する条例            (期末手当)            第18条 略            2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。            (1)～(4) 略            3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。            4～6 略</p>	<p>職員の給与に関する条例            (期末手当)            第18条 略            2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。            (1)～(4) 略            3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。            4～6 略</p> <p>昭和26年3月26日            条例第8号</p>

新旧対照表  
 ○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
<p>特別職の職員で常勤のものゝの給与及び旅費に関する条例            昭和40年4月30日            条例第9号</p> <p>(期末手当)            第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の222.5を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。            (1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>特別職の職員で常勤のものゝの給与及び旅費に関する条例            昭和40年4月30日            条例第9号</p> <p>(期末手当)            第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の220を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。            (1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

新旧対照表  
 ○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第3条関係）

新	旧
<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例            平成28年12月15日            条例第27号            (職員の給与に関する条例の適用除外等)            第8条 略            2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例            平成28年12月15日            条例第27号            (職員の給与に関する条例の適用除外等)            第8条 略            2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>

新旧対照表

○議案第 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第 4 条関係）

新	旧
<p>木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月27日 条例第15号</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第13条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。</p>	<p>木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月27日 条例第15号</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第13条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 略</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第24条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員として在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>2 略</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第24条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員として在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p>

報告第15号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月22日提出

木更津市教育委員会教育長 高澤 茂夫



教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和2年11月25日

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

臨時代理第13号

市議会の議決を要する事件の議案（令和2年度教育費12月補正予算案）について

別紙のとおり

木教総第419号

令和2年11月25日

木更津市長 渡辺 芳 邦 様

木更津市教育委員会

教育長 高 澤 茂 夫

(公印省略)

令和2年12月市議会定例会に附議する教育委員会に係る予算議案の意見聴  
取について(回答)

令和2年11月16日付け木財第1246号で意見を求められました標記の件につきまして、意見はございません。

# 令和2年度12月補正予算一覧

部等名 教育委員会

歳入

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額 (A)	予算現額 (B)	補正額 (C)	補正後の額 (B+C)	
50	分担金及び負担金	15 教育費負担金	4,665	4,665	0	4,665	
55	使用料及び手数料	30 教育使用料	16,059	11,719	0	11,719	
60	国庫支出金	15 教育費国庫負担金	112,318	112,318	0	112,318	
		10 国庫補助金	33,346	397,024	▲ 696	396,328	
65	県支出金	5 県負担金	156	0	0	0	
		10 県補助金	5,050	5,050	▲ 148	4,902	
		15 県委託金	35 教育費県委託金	193	193	0	193
			40 事務処理の特例にかかる県委託金	60	60	0	60
70	財産収入	5 財産運用収入	7	7	0	7	
75	寄附金	30 教育費寄附金	0	0	1,000	1,000	
80	繰入金	35 生涯学習基金繰入金	0	0	0	0	
		45 学校教育施設整備基金繰入金	0	0	0	0	
90	諸収入	10 市預金利子	0	0	0	0	
		30 雑入	8 給食事業収入	632,332	632,332	0	632,332
			15 雑入	393,667	402,994	0	402,994
95	市債	40 教育債	258,900	258,900	▲ 10,200	248,700	
計			1,456,753	1,825,262	▲ 10,044	1,815,218	

## 令和2年度12月補正予算一覧

部等名                      教育委員会

歳 出

(単位：千円)

款 項 目	当初予算額	予算現額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (A+B)
50 教育費	4,564,083	5,247,002	▲ 10,575	5,236,427
5 教育総務費	500,370	498,415	▲ 13,556	484,859
5 教育委員会費	17,668	16,889	▲ 144	16,745
10 事務局費	348,635	348,635	▲ 14,183	334,452
17 まなび支援センター費	134,067	132,891	771	133,662
10 小学校費	824,130	1,256,397	7,612	1,264,009
5 学校管理費	501,724	565,578	6,251	571,829
10 教育振興費	122,239	490,652	1,361	492,013
15 学校建設費	200,167	200,167	0	200,167
15 中学校費	858,062	1,093,644	6,705	1,100,349
5 学校管理費	589,635	628,561	6,705	635,266
10 教育振興費	116,821	313,477	0	313,477
15 学校建設費	151,606	151,606	0	151,606
20 幼稚園費	0	0	0	0
5 教育振興費	0	0	0	0
25 社会教育費	930,396	940,693	▲ 6,678	934,015
5 社会教育総務費	163,769	158,548	▲ 6,286	152,262
10 青少年育成費	11,901	11,901	7	11,908
15 公民館費	473,582	476,702	1,271	477,973
20 図書館費	139,455	152,736	1,632	154,368
25 少年自然の家費	12,641	12,641	0	12,641
27 博物館費	122,389	121,506	▲ 2,922	118,584
30 生涯学習まちづくり推進事業費	6,659	6,659	▲ 380	6,279
30 保健体育費	1,451,125	1,457,853	▲ 4,658	1,453,195
20 学校給食費	1,451,125	1,457,853	▲ 4,658	1,453,195

※人件費を含む

木財第1246号  
令和2年11月16日

木更津市教育委員会教育長 様

木更津市長 渡辺 芳邦  
(公印省略)

令和2年12月市議会定例会に附議する教育委員会に係る予算議案  
の意見聴取について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、別添のとおり予算に関する説明書案を送付します。

【問合せ先】

担当：財務部財政課 鈴木  
内線：304



2. 歳入  
50款 分担金及び負担金 55款 使用料及び手数料 60款 国庫支出金 (単位：千円)

款 項 目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
50 分担金及び負担金	223,011	4,490	227,501			
5 負担金	223,011	4,490	227,501			
5 民生費負担金	184,373	4,490	188,863	5 社会福祉負担金	4,490	1. 木更津市あけぼの園介護給付費等負担金
55 使用料及び手数料	949,488	△ 6,508	942,980			
5 使用料	352,364	△ 6,918	345,446			
20 土木使用料	235,991	△ 6,918	229,073	25 駐車場使用料	△ 6,918	1. 木更津駅前西口駐車場使用料 △ 2,957 2. 木更津市金田駐車場使用料 △ 3,961
10 手数料	581,906	410	582,316			
5 総務手数料	75,445	410	75,855	5 総務手数料	410	1. 税務関係証明及び閲覧手数料 70 2. 戸籍関係手数料 20 3. 住民票関係手数料 210 4. 印鑑証明手数料 110
60 国庫支出金	23,989,438	178,494	24,167,932			
5 国庫負担金	6,518,274	79,810	6,598,084			
5 民生費国庫負担金	6,396,750	79,810	6,476,560	5 社会福祉負担金	70,365	1. 障害者自立支援医療費負担金 1,022 2. 障害者自立支援給付費国庫負担金 16,550 3. 障害児通所等国庫負担金 54,263 4. 生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金 △ 1,470
10 国庫補助金	17,446,769	98,684	17,545,453	55 児童手当国庫負担金	9,445	
5 総務費国庫補助金	1,679,802	117,970	1,797,772	5 総務管理費補助金	102,171	1. 特定防衛施設周辺整備調整交付金 100,660 2. 地方創生推進交付金 △ 3,850 3. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 5,361

(単位：千円)

60款 国庫支出金 65款 県支出金

款 項 目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				15 戸籍住民基本 台帳費補助金	15,799	1. 個人番号カード関連事務交付金 14,303 2. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,496
10 民生費国庫補 助金	994,890	25,734	1,020,624	5 社会福祉費補 助金	4,585	1. 地域生活支援事業費等国庫補助金 150 2. 地域介護・福祉空間整備等交付金 536 3. 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3,899
				10 児童福祉費補 助金	21,149	1. 子ども・子育て支援交付金 20,649 2. 保育対策総合支援事業費補助金 500
15 衛生費国庫補 助金	60,491	△ 6,474	54,017	5 保健衛生費補 助金	△ 6,474	1. 感染症予防事業費等国庫補助金 △ 7,385 2. 疾病予防対策事業費等国庫補助金 500 3. 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金 411
25 土木費国庫補 助金	565,327	△ 37,850	527,477	10 都市計画費補 助金	△ 37,850	1. 社会資本整備総合交付金 △ 42,350 2. 防災・安全社会資本整備交付金 4,500
35 教育費国庫補 助金	397,024	△ 696	396,328	5 小学校費補助 金	△ 1,251	1. 学校施設環境改善交付金
				10 中学校費補助 金	1,294	1. 学校施設環境改善交付金
				20 社会教育費補 助金	△ 739	1. 国重要文化財等保存整備事業補助金
65 県支出金	4,417,115	100,436	4,517,551			
5 県負担金	2,393,643	38,070	2,431,713			
5 民生費県負担 金	2,300,850	38,070	2,338,920	5 社会福祉費負 担金	35,340	1. 障害者自立支援給付費県負担金 8,275 2. 障害者自立支援医療費負担金 511 3. 障害児通所等県負担金 26,554
				45 児童手当県負 担金	2,730	

## 65款 県支出金 70款 財産収入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 県補助金	1,695,516	58,289	1,753,805			
10 民生費県補助金	631,815	53,724	685,539	5 社会福祉補助金	1,929	1. 県特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス補助金 1,309 2. 重度障害児等通所事業所特別支援事業補助金 545 3. 地域生活支援事業費等県補助金 75
15 衛生費県補助金	36,106	13	36,119	10 児童福祉補助金	51,795	1. 子ども・子育て支援交付金 20,649 2. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金 31,146
20 農林水産業費 県補助金	731,258	4,700	735,958	5 保健衛生費補助金	13	1. 千葉県風しんワクチン接種補助事業補助金
40 教育費県補助金	5,050	△ 148	4,902	5 農業費補助金	4,700	1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 1,070 2. 飼料用米等拡大支援事業補助金 331 3. 野生獣管理事業補助金 3,246 4. 農業災害対策利子補給事業補助金 53
15 県委託金	327,956	4,077	332,033	5 社会教育費補助金	△ 148	1. 文化財関係県費補助金
5 総務費県委託金	312,330	4,077	316,407	20 選挙費委託金	4,226	1. 千葉県知事選挙費委託金
70 財産収入	69,955	△ 859	69,096	25 統計調査費委託金	△ 149	1. 学校基本調査委託金 △ 5 2. 工業統計調査委託金 △ 144
5 財産運用収入	69,954	△ 859	69,095			
10 利子及び配当金	12,982	△ 859	12,123	15 株式配当金	△ 859	1. 株式会社ベイエフエム株式配当金 △ 13 2. 株式会社ジェイエコム千葉株式配当金 △ 846



(単位：千円)

75款 寄附金 80款 繰入金 90款 諸収入 95款 市債

款 項 目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 寄附金	152,828	1,727	154,555			
5 寄附金	152,828	1,727	154,555			
5 総務費寄附金	151,000	△ 216	150,784	15 企画費寄附金	△ 216	1. みなとまち木更津寄附金
10 民生費寄附金	1,327	943	2,270	20 災害救助費寄附金	943	
30 教育費寄附金	0	1,000	1,000	10 小学校費寄附金	1,000	
80 繰入金	1,997,265	21,152	2,018,417			
5 基金繰入金	1,997,265	21,152	2,018,417			
5 財政調整基金繰入金	1,927,186	21,152	1,948,338	5 財政調整基金繰入金	21,152	
90 諸収入	1,628,070	△ 22,543	1,605,527			
30 雑入	1,263,755	△ 22,543	1,241,212			
5 弁償金	8,511	2,656	11,167	5 弁償金	2,656	
15 雑入	606,127	△ 28,484	577,643	10 雑入	△ 28,484	1. クリーンエネルギー自動車導入事業補助金 216 2. 収入印紙売却収入 △ 30,000 3. 災害救助法に基づく求償にかかる支払金 205 4. 広告掲載料 84 5. その他雑入 1,011
20 過年度収入	510	3,285	3,795	5 過年度収入	3,285	1. 前年度児童手当国庫負担金 3,055 2. 前年度保育園運営費県負担金 230
95 市債	2,577,500	△ 48,300	2,529,200			
5 市債	2,577,500	△ 48,300	2,529,200			
30 土木債	621,800	△ 38,100	583,700	15 都市計画債	△ 38,100	1. 公園施設整備事業債
40 教育債	258,900	△ 10,200	248,700	5 小学校債	△ 7,600	1. 大規模改造事業債

95款 市債

(単位：千円)

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				10 中学校債	△ 2,600	1. 大規模改造事業債

## 50款 教育費

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節 区 分	金 額	明 説
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
50 教育費										
5 教育総務費	5,252,092	△10,575	5,241,517	△844	△10,200	1,000	△531			
5 教育委員会 費	498,415	△13,556	484,859				△13,556			
10 事務局費	16,889	△144	16,745				△144	3 職員手当等 4 共済費	1. 特別職人件費 (1) 常勤特別職人件費 △144	
17 まなび支援 センター費	348,635	△14,183	334,452				△14,183	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1. 一般職人件費 △8,800 △3,262 △2,121	
	132,891	771	133,662				771	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 8 報償費 11 需用費 12 役務費	1. 会計年度任用職員人件費 1,001 △289 △253 △36 59 (1) まなび支援センター一事業費 (1) 算数・数学検定事業費 (2) 幼児言語教室運営事業費 (1) まなび支援センター一管理運営費 (1) まなび支援センター一維持管理費	
10 小学校費	1,256,397	7,612	1,264,009	△1,251	△7,600	1,000	15,463			
5 学校管理費	565,578	6,251	571,829	△1,251	△7,600		15,102	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 9 旅費 12 役務費 15 工事請負費	1. 一般職人件費 7,954 △3,200 1,440 57 (1) 小学校運営費 (1) 小学校トイレ改修工事費	
10 教育振興費	490,652	1,361	492,013			1,000	361	1 報酬 11 需用費 18 備品購入費	1. 会計年度任用職員人件費 361 1,000 821 2. 高柳小学校教育環境等整備事業費	

50款 教育費

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
15 中学校費	1,093,644	6,705	1,100,349	1,294	△2,600	8,011				
5 学校管理費	628,561	6,705	635,266	1,294	△2,600	8,011	1 報酬	1,582	1. 一般職人件費 △7,232	
							2 給料	△4,000	2. 会計年度任用職員人件費 1,774	
							3 職員手当等	△1,817	3. 学校維持管理運営費 120	
							4 共済費	△1,223	(1) 中学校運営費	
							9 旅費	△480	4. 学校施設改修事業費 12,043	
							12 役務費	600	(1) 中学校トイレ改修工事費	
							15 工事請負費	12,043		
25 社会教育費	940,693	△6,678	934,015	△887		△5,791				
5 社会教育総務費	158,548	△6,286	152,262	△887		△5,399	1 報酬	△2,000	1. 一般職人件費 △1,999	
							2 給料	△1,000	2. 会計年度任用職員人件費 △2,000	
							3 職員手当等	△953	3. 芸術文化振興事業費 △1,033	
							4 共済費	△46	(1) 芸術文化振興事業費 △1,001	
							11 需用費	△77	(2) 芸術文化に親しむまちづくり振興事業費 △32	
							13 委託料	△1,106		
							14 使用料及び賃借料	△112	4. 文化財保護事業費 △1,106	
							19 負担金、補助及び交付金	△992	5. 遺跡群発掘調査事業費 △148 (1) 農道整備事業(大稲地区)に伴う埋蔵文化財調査事業費	
10 青少年育成費	11,901	7	11,908			7	4 共済費	7	1. 会計年度任用職員人件費	
15 公民館費	476,702	1,271	477,973			1,271	2 給料	1,547	1. 一般職人件費	
							3 職員手当等	△1,023		

## 50款 教育費

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明	
				特 定 財 源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他					
20 図書館費	152,736	1,632	154,368			1,632	4 共済費 1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費	747 669 16 918 29	1. 一般職人件費 2. 会計年度任用職員人件費	963 669	
27 博物館費	121,506	△2,922	118,584			△2,922	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,264 △2,000 △1,574 △612	1. 一般職人件費 2. 会計年度任用職員人件費	△3,006 84	
30 生涯学習ま ちづくり推 進事業費	6,659	△380	6,279			△380	13 委託料	△380	1. 生涯学習推進事業費 (1) 木更津市生涯学習フェスティバル事業費 (2) 生涯学習市民公開講座事業費	△380 △100 △280	
30 保健体育費	1,457,853	△4,658	1,453,195			△4,658					
20 学校給食費	1,457,853	△4,658	1,453,195			△4,658	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 11 需用費 13 委託料	67 854 1,625 796 △7,000 △1,000	1. 一般職人件費 2. 会計年度任用職員人件費 3. 給食施設費 (1) 給食センター管理運営費	5,060 △1,718 △8,000	

第3表 債務負担行為補正  
(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度	額
自転車駐車場指定管理料	令和2年度から 令和3年度まで		16,346
福祉会館指定管理料	令和2年度から 令和7年度まで		98,773
老人福祉センター指定管理料	令和2年度から 令和5年度まで		81,165
火葬場指定管理料	令和2年度から 令和4年度まで		46,750
市内照明灯一斉LED化事業費	令和2年度から 令和13年度まで	209,782千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	
霊園指定管理料	令和2年度から 令和5年度まで		88,875

事 項	期 間	限 度	額
新川園衛生処理場等維持管理業務委託費（包括的民間委託）	令和2年度から 令和5年度まで		258,000
令和2年度分学校給食調理業務委託（祇園小・岩根小・高柳小・岩根中・金田中・岩根西中・清川中）	令和2年度から 令和3年度まで		118,000
キャンプ場指定管理料	令和2年度から 令和5年度まで		16,727